

議案第85号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月6日提出

沼田市長 星野 稔

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和29年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第1条の3中「とする」を「並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする」に改める。

第1条の4中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「とき」を「場合」に改める。

附則に次の2項を加える。

- 3 沼田市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）附則第12項の規定の適用を受ける職員に対する第1条の3の規定の適用については、当分の間、第1条の3中「とする」とあるのは「並びに沼田市職員の給与に関する条例附則第12項の規定による降給とする」とする。
- 4 第2条第2項の規定は、沼田市職員の給与に関する条例附則第12項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。